

一般社団法人参加型評価センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人参加型評価センターと称する。

2 この法人の英文名称は Participatory Evaluation Center とする。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都練馬区におく。

(目的)

第3条 この法人は非営利組織の組織や事業の評価を中心に、また計画・実施への参加型マネジメントに関しての理論研究、経験交流・相互学習を促進し、実践手法の普及・人材育成及び実際の事業運営等を通して、日本及び世界の非営利組織・事業の発展・改善、利害関係者へ説明責任の確保に寄与する。それにより自立と相互理解・協力に基づく、より良い地域・地球市民社会の健全な発展に資する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 参加型評価・マネジメントに関する教育研修・人材育成事業
- (2) 参加型評価・マネジメントに関する経験交流・情報提供事業
- (3) 参加型評価・マネジメントに関するコンサルタント事業
- (4) 参加型評価・マネジメントに関する調査研究・出版事業
- (5) 参加型評価・マネジメントを活かした国際協力・環境保全事業
- (6) 前各号に附帯する一切の事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費などの負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

- (3) 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(退社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、一ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10章 当法人の社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事の過半数をもってこれを決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに各社員に対して発する。

(定足数)

第14条 社員総会は、社員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数をもってこれを行う。また、各社員は、各一個の議決権を有する。

(書面評決)

第16条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁式方法をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該社員は社員総会に出席したものとみなす。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議及び報告の省略)

第 18 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に、署名又は記名押印する。

第 4 章 役員等

(役員の設定)

第 20 条 当法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 2 名以上 5 名以内
- (2) 監事 1 名

(選任等)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三等親内の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を越えてはならない。監事についても同様とする。

3 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を越えてはならない。監事についても同様とする。

(任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行う権利義務を有する

(代表理事・職務権限)

第 23 条 当法人は代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員報酬等)

第 25 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

(解任)

第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半分以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(取引の制限)

第 27 条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 28 条 当法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という)第 111 条 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 5 章 基金

(基金の拠出)

第 29 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第 30 条 基金の募集、割当て及び払込みなどの手続きについては、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 31 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 32 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 当法人の事業計画、収支予算については、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 35 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、直近の定時社員総会に報告し、第 3 号書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 貸借対照表の附属明細書

(剰余金の分配の禁止)

第 36 条 この法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(剰余財産の帰属)

第 37 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第 44 条の認定を受けたものに限る）に贈与するものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 8 章 附則

(最初の事業年度)

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第41条 当法人の設立時の役員は次の通りである。

| | |
|---------------|-------|
| 設立時理事、設立時代表理事 | 田中 博 |
| 設立時理事 | 八尾 浩幸 |
| 設立時監事 | 今村 敬 |

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第42条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。

| | | | |
|-------|-----------------------|----|-------|
| 1. 住所 | 東京都練馬区上石神井1丁目9番3-307号 | 氏名 | 田中 博 |
| 2. 住所 | 東京都東村山市青葉町2丁目7番地85 | 氏名 | 八尾 浩幸 |
| 3. 住所 | 東京都町田市能ヶ谷5丁目10番10号 | 氏名 | 今村 敬 |

(法令の準拠)

第43条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人参加型評価センター設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年9月1日

設立時社員 _____ 印

設立時社員 _____ 印

設立時社員 _____ 印